

独立行政法人国立青少年教育振興機構業務方法書

平成 13 年 4 月 1 日
文 部 科 学 大 臣 認 可
平成 13 年 6 月 19 日
改 正
平成 18 年 4 月 1 日
改 正
平成 19 年 4 月 1 日
改 正
平成 21 年 5 月 5 日
改 正
平成 26 年 1 月 1 日
改 正
平成 27 年 4 月 1 日
改 正
令 和 7 年 4 月 1 日
改 正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 施設の設置及び運営（第 2 条－第 3 条）
- 第 3 章 事業（第 4 条－第 12 条）
- 第 4 章 業務委託の基準（第 13 条）
- 第 5 章 内部統制システムの整備に関する事項（第 14 条－第 32 条）
- 第 6 章 雑則（第 33 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成 11 年法律第 167 号）（以下「機構法」という。）第 3 条に規定する青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図る目的を達成するため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（以下「通則法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営に資することを目的とする。

第 2 章 施設の設置及び運営

(施設の設置)

第2条 機構は、機構法第11条第1項第1号に規定する施設として、次に掲げるものを設置する。

名 称	位 置	主たる事業
国立オリンピック記念青少年総合センター	東京都渋谷区代々木神園町	青少年教育指導者等及び青少年に対する研修
国立大雪青少年交流の家	北海道上川郡美瑛町	交流体験活動の 機会の提供による 青少年教育指導者等及び青少年に対する研修
国立岩手山青少年交流の家	岩手県滝沢市	
国立磐梯青少年交流の家	福島県耶麻郡猪苗代町	
国立赤城青少年交流の家	群馬県前橋市	
国立能登青少年交流の家	石川県羽咋市	
国立乗鞍青少年交流の家	岐阜県高山市	
国立中央青少年交流の家	静岡県御殿場市	
国立淡路青少年交流の家	兵庫県南あわじ市	
国立三瓶青少年交流の家	島根県大田市	
国立江田島青少年交流の家	広島県江田島市	
国立大洲青少年交流の家	愛媛県大洲市	
国立阿蘇青少年交流の家	熊本県阿蘇市	
国立沖縄青少年交流の家	沖縄県島尻郡渡嘉敷村	自然体験活動の 機会の提供による 青少年教育指導者等及び青少年に対する研修
国立日高青少年自然の家	北海道沙流郡日高町	
国立花山青少年自然の家	宮城県栗原市	
国立那須甲子青少年自然の家	福島県西白河郡西郷村	
国立信州高遠青少年自然の家	長野県伊那市	
国立妙高青少年自然の家	新潟県妙高市	
国立立山青少年自然の家	富山県中新川郡立山町	
国立若狭湾青少年自然の家	福井県小浜市	
国立曽爾青少年自然の家	奈良県宇陀郡曽爾村	
国立吉備青少年自然の家	岡山県加賀郡吉備中央町	
国立山口徳地青少年自然の家	山口県山口市	
国立室戸青少年自然の家	高知県室戸市	
国立夜須高原青少年自然の家	福岡県朝倉郡筑前町	
国立諫早青少年自然の家	長崎県諫早市	
国立大隅青少年自然の家	鹿児島県鹿屋市	

2 前項の施設に、次に掲げる施設を設置する。

- 一 研修施設
- 二 文化施設
- 三 体育施設
- 四 宿泊施設
- 五 食堂
- 六 その他の施設

(施設運営の基本原則)

第3条 前条の施設は、常に良好な状態において管理され、適切かつ効率的に運営するものとする。

2 機構は、施設の衛生管理に関する基準を定めるものとする。

第3章 事業

(青少年教育指導者等研修及び青少年研修)

第4条 機構は、機構法第11条第1項第2号の規定により、青少年教育指導者等及び青少年に対し、先導的、広域的な教育事業を立案し、計画的に実施するものとする。

(青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用)

第5条 機構は、機構法第11条第1項第3号の規定により、青少年教育指導者等及び青少年が第2条第1項に掲げる施設を研修のために利用するに当たっては、施設使用料金その他の利用条件について利用規則を作成しなければならない。

2 前項の利用規則については、これを公表するものとする。

(青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関する指導及び助言)

第6条 機構は、機構法第11条第1項第4号の規定により、第2条第1項に掲げる施設を利用する青少年教育関係者及び青少年に対し、研修及び施設の利用に関し、研修計画の作成、必要とする器材の準備等についての指導及び助言等を行うものとする。

(青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進)

第7条 機構は、機構法第11条第1項第5号の規定により、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進するため、次に掲げる業務等を実施するものとする。

- 一 青少年教育施設及び団体相互間の連絡及び協力のための会議等の開催
- 二 青少年教育施設及び団体に関する情報その他青少年教育に関する情報の提供

(調査及び研究)

第8条 機構は、機構法第11条第1項第6号の規定により、青少年教育施設の事業運営、青少

年及び青少年教育に関する文献並びに統計資料等の調査及び研究を計画的に実施するとともに、青少年教育の現代的課題に関する調査及び研究を行い、その成果を広く普及するものとする。

(助成金の交付)

第9条 機構は、機構法第11条第1項第7号の規定により、青少年教育に関する団体が行う次の活動に対し、当該団体からの申請に基づく審査を経て、助成金を交付する。

- 一 子ども（青少年のうちおおむね18歳以下の者をいう。以下この条において同じ。）の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動
- 二 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動
- 三 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて利用することができる子ども向けの教材の開発

(審査委員会)

第10条 機構は、前条の助成金の交付を適正かつ公平に行うため、審査委員会を設置する。

- 2 機構は、前条の規定により助成金を交付しようとする場合には、あらかじめ、交付対象の採択について審査委員会に諮るものとする。
- 3 審査委員会は、前項に定めるもののほか、機構の理事長の諮問に応じて機構の助成金の交付に係る重要事項について調査審議する。
- 4 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(交付要綱)

第11条 前2条に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項については、別に交付要綱を定める。

(一般の利用)

第12条 機構は、機構法第11条第2項の規定により、第2条第1項に掲げる施設を一般の利用に供する場合の施設使用料金その他の利用条件について、第5条の利用規則において定めるものとする。

第4章 業務委託の基準

(業務委託の基準)

第13条 機構が機構以外の者に委託する業務は、委託することが自ら実施するよりも所要時間、経済性等において有利であり、委託することによりすぐれた成果を得ることが十分に期待されるものでなければならないものとする。

- 2 受託者の選定及び契約の方法等については、機構が定める規程によるものとする。

第5章 内部統制システムの整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第14条 機構は、役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第15条 機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 機構は、役員及び職員(以下「役職員」という。)の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(役員会議の設置及び役員の分掌に関する事項)

第16条 機構は、役員会議の設置及び役員の分掌に関する規程を整備するものとする。同規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 理事長を頂点とした意思決定ルール of 明確化
- 二 理事長の意思決定を補佐する役員会議の設置
- 三 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- 四 本部・施設間会議の開催

(役員等の責任の一部免除)

第17条 機構は、通則法第25条の2第1項の役員及び会計監査人賠償責任について、同条第4項に定める要件に該当する場合には、文部科学大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第18条 機構は、中期計画等の策定及び評価に関する規程を整備するものとする。同規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中期計画等の策定過程の整備
- 二 中期計画等の進捗管理体制の整備
- 三 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- 四 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- 五 部門の業務手順の作成
- 六 評価活動の適切な運営
 - イ 業務手順に沿った運営の確保
 - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ハ 恣意的とならない業務実績評価
- 七 モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第19条 機構は、内部統制の推進に関する規程を整備するものとする。同規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、違反役員に対する懲戒については、通則法第23条を適用する。

- 一 役員を構成員とする内部統制体制の整備
- 二 内部統制を担当する役員の決定
- 三 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- 四 施設における内部統制推進責任者の指定
- 五 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- 六 内部統制を担当する役員から内部統制システムにかかる会議等への報告及び改善策の検討
- 七 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- 八 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- 九 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- 十 研修会の実施
- 十一 法令遵守違反等の事実発生時における対応方針等
- 十二 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価及び対応に関する事項)

第20条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとする。同規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 リスク管理体制の整備
- 二 業務部門ごとの業務フロー図の作成
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- 六 保有施設の点検及び必要な補修等
- 七 事故及び災害等の緊急時に関して次に掲げる事項
 - イ 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故及び災害時の対策本部の設置並びに構成員の決定
 - ハ 事故及び災害時の初動体制の構築並びに情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備及び利用に関する事項)

第21条 機構は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとする。同規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

一 情報システムの整備に関する事項

- イ 業務執行に係る意思決定過程、経費支出の承認過程に係るチェックシステムの構築
- ロ 理事長の指示、法人の使命が確実に役職員に伝達される仕組み
- ハ 職員から役員に、危機管理や内部統制等に関する情報が伝達される仕組み

二 情報システムの利用に関する事項

- イ 業務システムを活用した効率的な業務運営
- ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる事項
 - (1) 法人が保有するデータの所在情報の明示
 - (2) データへの接続及び利用権限の設定
 - (3) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
 - (4) 機種依存形式で作成されたデータ等の使用に関する基準

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第22条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。同規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 情報セキュリティの確保に関する事項

- イ 情報システムのぜい弱性対策、接続履歴の定期的点検、情報活用能力の向上等情報システムに関するリスクに対する管理が適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- ロ システム管理を外部に委託している場合を含めた情報漏えいの防止

二 個人情報保護に関して次に掲げる事項

- イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
- ロ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第23条 機構は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 監事に関する事項

- イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与
- ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ハ 補助者の独立性に関すること
- ニ 法人組織規程における権限の明確化
- ホ 監事及び会計監査人と理事長との会合の実施

二 監事監査に関する事項

- イ 監事監査規程に基づく監査への協力
- ロ 補助者への協力
- ハ 監査結果に対する改善状況の報告

- ニ 監査報告の文部科学大臣及び理事長への報告
- 三 監事によるモニタリングに必要な事項
 - イ 監事の役員会議等重要な会議への出席
 - ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧及び調査できる仕組み
 - ハ 機構の財産の状況を調査できる仕組み
 - ニ 監事と会計監査人との連携
 - ホ 監事と内部監査担当部門との連携
 - ヘ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
 - ト 監事から文書提出又は説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第24条 機構は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第25条 機構は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- 二 内部通報者及び外部通報者の保護
- 三 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札及び契約に関する事項)

第26条 機構は、入札及び契約に関する規程を整備するものとする。同規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 監事及び外部有識者からなる契約監視委員会の設置
- 二 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- 三 談合情報がある場合の緊急対応
- 四 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立

(競争入札等に関する基本的事項)

第27条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

2 政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

(施設の貸付)

第28条 機構は、特に必要があると認めるときは、施設をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、機構が定める規程により貸し付けることができる。

(予算の適正な配分に関する事項)

第29条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する方針の策定を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第30条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報の公開に関する規程を整備するものとする。

(職員の人事及び懲戒に関する事項)

第31条 機構は、職員の人事管理方針に関する規程を整備するものとする。同規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務の適正を確保するための人事異動方針
- 二 職員の懲戒基準
- 三 長期在籍者の存在把握

(不正防止)

第32条 機構は、調査研究における不正防止に関する規程を整備するものとする。同規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 調査研究業務の評価に関する事項
 - イ 研究評価体制の確立
 - ロ 研究予算の配分基準の明確化
- 二 調査研究業務における不正防止に関する事項
 - イ 研究費の適正経理
 - ロ 経費執行の内部けん制
 - ハ 論文ねつ造等研究不正の防止
 - ニ 研究内容の漏えい防止（知財保護）
 - ホ 研究資金の管理状況把握

第6章 雑則

(業務細則の作成)

第33条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務に関し必要な細則を定める

ことができる。

附 則

この業務方法書は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成13年6月19日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成21年5月5日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成26年1月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、令和7年4月1日から適用する。